

意 見 書

2007年 11月 27 日

大阪大学総長 殿

2007年11月 13日付けをもって意見を求められた就業規則案について、下記のとおり意見を提出します。

記

人勸に準じて給与を引上げることは最低限のことであり当然のことである。国立大学法人の職員と国家公務員との格差がある（さらに雇用保険料の負担もある）ことについては何の改善もないので、早急に取り組みを始めるべきである。

非常勤職員・寄附講座教職員等について「別途検討」としているが、少なくとも格差が広がらないよう引上げるべきである。

意見を求められたのを機会として、次のことも強く主張したい。再雇用者に通勤手当がないのは旧七帝大では大阪大学のみであり、深刻な問題になっている。これについてはこれまでの非常勤職員からも強い要求になっており、再検討すべきである。大阪大学の経営については「人件費が少ない」というのが外部機関の評価である。このことを教職員がどのように受け止めているか大学側はきちんと認識すべきである。総長の給与が国立大学法人のトップになったこともあることと比べ、教職員は他の国立大学法人と比して条件の悪い大阪大学の現状に到底納得していない。

大学は、教職員が「ここで働いてよかった」と思えるように従来の姿勢を改めるべきである。

豊中地区過半数代表者 出原隆俊 印

